

令和5年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年12月7日から令和5年12月15日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年12月7日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、8番、山口享君、9番、青木美貴子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日12月7日から12月15日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月7日から12月15日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告3件を提出いたします。

議長報告第22号「例月出納検査の結果報告について」、議長報告第23号「定期監査の結果報告について」及び議長報告第24号「諸般の報告（第4号）について」の3件であります。朗読を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日ここに令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

初めに、10月29日に開催されました会津坂下町消防団金ばれん受賞パレードについて申し上げます。

金ばれん受賞は、昭和57年以来41年ぶりの受賞で、沿道には大勢の町民の方々が訪れ祝福の声を頂戴いたしました。今後も、消防団員の方々には、会津坂下町の安全安心のためにご尽力いただきたいと思います。

次に、スポーツイベントにおきましては、町代表チームの活躍がございました。

初めに、11月19日に開催されました第35回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会では、会津坂下町チームは5時間44分19秒で総合23位、町の部では昨年度より一つ順位を上げ第9位となり、6年連続入賞いたしました。選手の皆さんが1秒を削り出すため必死に走る姿に、勇気と感動を与えていただきました。

また、第17回市町村対抗福島県軟式野球大会及び第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会では、惜しくも初戦で敗退となりましたが、選手の皆様には、町民の熱い思いを背負って精いっぱい頑張ってくださいました。選手の皆さんが一つのボールに集中し全力でプレーする姿に、大いに感動いたしました。

これらの大会へ出場するため、万全の準備を整えられてきた関係者皆様のご尽力と、多くの町民の方々の応援に感謝申し上げますとともに、選手皆様の今後ますますのご活躍を期待するものであります。

それでは、今議会に提案する案件について申し上げます。

初めに、会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、マイナンバーによる情報連携を速やかに開始できるようにするため、法律の改正によらずに省令の規定により利用可能とする、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、令和6年1月1日より、国民健康保険税のうち、産前産後期間の所得割額と均等割額が免除となるものであります。

次に、下水道事業への地方公営企業法の全部適用並びに地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、町の下水道事業及び農業集落排水事業を地方公営企業法の全部を適用させ、令和6年4月1日から公営企業会計に移行させるために条例改正等を行うものであります。

このほか、地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律に関する法律の施行に伴う条例改正を行うものであります。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第6号）のほか、特別会計補正予算が4件ございますが、特に一般会計補正予算について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ2億4,923万7,000円を追加し、86億3,595万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国県支出金の確定に伴う増減のほか、町税やふるさと納税寄附金の増などを計上しました。

歳出の主なものは、事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等に係る経費の増額に加え、道路冠水や家屋の浸水被害を防ぐための都市下水路ゲート開閉自動化に係る工事の設計業務委託料、及び今年4月に発生した降霜により被害を受けた果樹農家に対し支給する凍霜害応援給付金などを計上しました。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、過疎対策事業について申し上げます。

令和4年度より過疎対策事業を最重点事業と位置づけ、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策、少子化対策の四つの人口対策に取り組んでおります。

交流人口対策事業として、7月に開催しました会津坂下町暮らし体験ツアーに引き続き、初市大俵引きの参加や町巡りなど、冬の坂下での暮らしを体験する会津坂下町雪国暮らし体験ツアーを、令和6年1月13日から14日の1泊2日で開催いたします。

本町の魅力の一つである代表的な祭りを肌で感じてもらうことで、交流人口の拡大につなげてまいります。

今後も魅力ある施策を展開しながら、移住・定住を推進してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

丈助橋整備事業につきましては、橋梁詳細設計業務・用地測量設計業務を発注しており、関係機関と協議を重ね、早期完成に向けて進めてまいります。

坂下東第一土地区画整理事業につきましては、台ノ下地内の道路築造工事を発注し、年度内完了に向け進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

管渠埋設工事及び舗装復旧工事につきましては、坂下中央処理区域内におきましては町道舘ノ下東線ほか3路線、坂下西処理区におきましては町道桜ヶ丘線、坂下東処理区におきましては町道坂下南幹線ほか1路線を実施しており、年度内の完了に向けて進めてまいります。

また、県道会津坂下会津高田線管路デザインビルド整備事業におきましては、今年度中の工事請負契約締結に向けて順次進めてまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

町道北裏通り線配水管布設替え工事ほか2路線は既に着手しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

農作物の生産状況は、4月の降霜や猛暑による高温障害などの影響を受け、果樹や水稻の収量減少や品質低下が発生し、農家収入の減少が懸念されます。特に果樹については、リンゴを中心に町内ほぼ全ての圃場で被害が発生しました。

町といたしましては、果樹農家の生産意欲の維持・増進を図るための支援を実施してまいりたいと考えております。

さらに、自然災害や病虫害被害に限らず、市場価格の下落や品質低下による収入減少、従事者の事故など、様々な経営リスクを抱える農業経営における所得の安定を図るため、収入保険への加入を促進してまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

商工業行政につきましては、10年後20年後の会津坂下町を考える会・市街地活性化部会が発足いたしました。アドバイザーとして、福島大学共生システム理工学類都市計画研究室の川崎興太教授をお迎えし、9月の第1回以降現在まで計3回開催いたしました。2月には第4回を開催し、市街地活性化ビジョンを作成してまいります。

また、川崎教授に中心商店街の現状調査をお願いし、福島大学の学生に協力していただいております。調査結果や学生の意見などを参考にしながら、市街地活性化部会の議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、観光物産行政については、11月4日に開催されました姉妹都市北本市の北本まつりにおいて、初めて大俵引きを実施してまいりました。子供たちも含め約200名の北本市民に参加していただき、大盛況となりました。

今後も首都圏などでの観光PRや物産販売を実施し、交流人口の増加と物産販売の促進を図ってまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、現在実施している若手町職員の研究部会による庁舎機能の検討に加え、10月には町の部署ごとにヒアリングを実施し、よりよい住民サービスを提供するにはどのような新庁舎を整備すべきかについて、検討を行っております。

また、多くの町民のニーズを把握するために、様々な世代や団体からの意見を集約し、新庁舎にどのような機能が必要かを検討しております。

その第1弾としまして、9月に子育て世代に対するアンケートを実施し、これから長く庁舎を利用される世代の方が新庁舎にどのような機能を求めているのかについての意見集約を行っております。

今後は、各地区の高齢者サロンや社会福祉協議会、商工会、障害者団体、婦人会などを訪問し、ご意見を伺い、様々な世代の方々や各種団体の皆様がどのような新庁舎を求めているのかについて意見集約を行い、より多くの町民に求められる機能を備えた新庁舎の構想をつくってまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

冬期間、自転車で通学する中学生の路線バス利用につきましては、12月から実施しております。対象者104名のうち約7割の74名から利用申込みがありました。引き続き冬期間の通学の安全確保を図ってまいります。

教育施設の修繕につきましては、坂下南小学校体育館の床の張替えを次年度に予定しております。そのため、今定例会に実施設計の補正予算を計上いたしました。大規模な施設修繕に関しましては、優先順位を考慮しながら計画的に実施してまいります。

中学校の部活動の地域移行につきましては、年度内に一部の種目で休日における活動実施を予定しております。中学校や関係団体・指導者と調整を進めており、今後の支援体制整備を図ってまいります。

なお、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、何とぞ慎重なご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第64号から議案第71号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第64号「会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から議案第71号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」までの8件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第64号 会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第66号 下水道事業への地方公営企業法の全部適用並びに地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第67号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）

議案第68号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第69号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第70号 令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第71号 令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第64号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議案第64号「会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、会津坂下町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うものです。

この法律は、行政事務を処理する行政機関等において個人情報等の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、個人情報の保護に関する法律の特例を規定する法律として制定されているものです。このたび、マイナンバーによる情報連携を速やかに開始できるよう、マイナンバーで利用が認められている事務について、これまで法律に規定されていたことから、法律の改正によらずに省令の規定で利用可能とすることによるものであります。

具体的には、法律第19条に新たな号が追加され、順次号が繰り下げられたことによる改正、また、マイナンバーの情報連携ができる事務を法律で規定していた法別表第2を廃止し、省令で規定することとしたことにより、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第1条中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改め、第2条第1項の次に、次の1号を加え、「第5号 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」とするものです。

第4条第1項中「法別表第1」を「法別表」に改め、同条第2項中「法別表第2の第1欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「特定個人番号利用事務を処理するため必要な特定個人情報」に改めるものであります。

最後に、議案に戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条及び第4条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日から施行するものとなります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第65号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。

議案第65号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例改正は、国の健康保険法施行令等の改正に伴い、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨は、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税の産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除するものであります。

次に、改正の内容であります。新旧対照表によりご説明いたします。

会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例参考資料新旧対照表をご覧ください。対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

条例改正の構成ですが、産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除することの項目を追加するといった形になります。

初めに、会津坂下町国民健康保険税条例国民健康保険税の減額の第23条第2項の次に、1項を加え第3項として「国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合あっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。」を加え、次に第1号は、医療分の所得割に関する記載であります。

「国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とし、次に第2号は、医療分の均等割に関する記載であります。

「国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とし、次に第3号は、後期高齢者支援分の所得割に関する記載であります。

「国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とし、次に第4号は、後期高齢者支援金の均等割額に関する記載であります。

「国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とし、2ページになります。

第5号は、介護分の所得割に関する記載であり、「国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とし、次に第6号であります。第6号は、介護分の均等割額に関する記載であります。

「国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とするものであります。

次に、第24条の2の次に「出産被保険者に係る届出」として1条を加え、第24条の3として「国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。」とし、第1号として、「納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」とし、第2号として「出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号」とし、第3号として「出産の予定日」とし、第4号として「単胎妊娠又は多胎妊娠の別」、第5号として「その他町長が必要と認める事項」とするものです。

次に第2項として、「前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。」とし、第1号として「出産の予定日を明らかにすることができる書類」とし、第2号として「多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類」とし、第3号として「出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類」とするものです。

次に第3項として「第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる」とするものです。

次に第4項として「第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。」とするものです。

3ページから6ページまでは附則中の文言の整理となり、附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改め、附則第3項、第4項及び第7項から第12項までの規定中「第23条第1項の」を「第23条の」に改めるものであります。

本文に戻っていただいて、附則の第1項は施行期日であり、この条例は令和6年1月1日から施行するものとし、第2項は適用区分であり、この条例による改正後の会津坂下町国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第66号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

おはようございます。

議案第66号「下水道事業への地方公営企業法の全部適用並びに地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正でございますが、本町の下水道事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、地方公営企業法の規定の全部を令和6年4月1日から適用し、下水道事業とし、1会計2事業に伴い、会津坂下町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法全部適用と地方自治法の一部を改正する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、15本の条例の一部改正及び2本の条例を廃止するものであります。

概要でございますが、第1として、下水道事業の組織、人事及び財務について、関係する条例の改廃は、会津坂下町課設置条例、会津坂下町職員定数条例の一部改正と、会津坂下町下水道事業特別会計条例及び会津坂下町農業集落排水事業特別会計条例の廃止であります。

第2として、下水道事業及び農業集落排水事業を1会計2事業とするため関係する改正条例は、会津坂下町上下水道事業運営審議会設置条例の一部改正であります。

第3として、水道事業の設置等に関する条例に下水道事業の規定を加えて整理する改正条例は、会津坂下町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

第4として、会津坂下町長の権限で行う事務と、上下水道事業の管理者の権限で行う事務を区分するため整理する改正条例は、会津坂下町情報公開条例、会津坂下町個人情報保護法施行条例、会津坂下町行政手続条例、会津坂下町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、会津坂下町私債権管理条例、会津坂下町下水道条例、会津

坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、会津坂下町下水道事業受益者負担金条例、会津坂下町農業集落排水事業分担金徴収条例、会津坂下町水道事業の設置等に関する条例、会津坂下町水道事業給水条例の一部改正であります。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正は、会津坂下町水道事業の設置等に関する条例、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う条例改正は、会津坂下町水道事業給水条例、会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例となります。

次に、改正する15本の条例の主な改正点について、別紙「参考資料」の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

第1条「会津坂下町課設置条例」では、地方公営企業法の全部適用に伴い、「上水道に関する事項」及び「下水道に関する事項」の規定を削除いたします。

第2条「会津坂下町職員定数条例」では、表中の「区分」及び「定数」を改めます。

第3条「会津坂下町情報公開条例」では、条例中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

2ページをお開きください。

第4条「会津坂下町個人情報保護法施行条例」では、条例中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

第5条「会津坂下町行政手続条例」では、条例中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

3ページをご覧ください。

第6条「会津坂下町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」では、条例中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

第7条「会津坂下町私債権管理条例」では、条例中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ）」に改めます。

第8条「会津坂下町上下水道事業運営審議会設置条例」では、「下水道事業」及び「農業集落排水事業」を1つの「下水道事業」として改めます。

4ページをお開きください。

第9条「会津坂下町下水道条例」では、条例中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に、「規則」を「規程」にそれぞれ改めます。

13ページをお開きください。

第10条「会津坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」では、題名及び第1条の見出しを改め、条例中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に、「規則」を「規程」にそれぞれ改めます。

15ページをお開きください。

第11条「会津坂下町下水道事業受益者負担金条例」では、条例中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に、「規則」を「規程」にそれぞれ改めます。

16ページをお開きください。

第12条「会津坂下町農業集落排水事業分担金徴収条例」では、条例中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に、「規則」を「規程」にそれぞれ改めます。

17ページをご覧ください。

第13条「会津坂下町水道事業の設置等に関する条例」では、題名を改め、条例中「水道事業」に「及び下水道事業」を加え、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき下水道事業の設置、法の適用及びその経営の基本として、事業の規模や能力等の必要な事項を規定します。また、「地方自治法第243条の2の2第8項」を「地方自治法第243条の2の8第8項」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」にそれぞれ改めます。

20ページをお開きください。

第14条「会津坂下町水道事業給水条例」では、条例中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に、「規則」を「規程」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」にそれぞれ改めます。

26ページをお開きください。

第15条「会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例」では、条例中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

1ページにお戻りください。

改正する条例の詳細をご説明申し上げます。なお、右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第1条「会津坂下町課設置条例」は、地方公営企業法の全部適用に伴い、第3条第4項第8号「上水道に関する事項」及び同第9号「下水道に関する事項」の規定を削除します。

第2条「会津坂下町職員定数条例」は、地方公営企業法の全部適用に伴い、第2条の表中「町長の事務部局」「118人」を「114人」に、「水道事業部局」「9人」を「上下水道事業部局」「13人」に改めます。

第3条「会津坂下町情報公開条例」は、第2条第1号中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改め、第13条第2項中「（平成26年法律第68号）」を削除します。

2ページをお開きください。

第4条「会津坂下町個人情報保護法施行条例」は、第2条第2項中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

第5条「会津坂下町行政手続条例」は、第2条第6号中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

3ページをご覧ください。

第6条「会津坂下町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」は、第2条第2号中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」に改めます。

第7条「会津坂下町私債権管理条例」は、第2条第1項中「。以下「法」という。」

を削除し、第4条中「町長」を「町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ）」に改めます。

第8条「会津坂下町上下水道事業運営審議会設置条例」は、第1条及び第2条第3項中「、下水道事業及び農業集落排水事業」を「及び下水道事業」に改めます。

4ページをお開きください。

第9条「会津坂下町下水道条例」は、第2条第13号中「規則」を「規程」に改め、第3条第2号中「恐れ」を「おそれ」に、「規則」を「規程」に改め、同条第3号中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、5ページをご覧ください。

第5条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改め、第6条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、第6条の2第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改め、第6条の4ただし書中「町長」を「管理者」に改め、第6条の5中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、第6条の6第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同項第3号中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、6ページをお開きください。

第6条の7中「町長」を「管理者」に改め、同条第1号中「規則」を「規程」に改め、第7条中「町長」を「管理者」に改め、第9条の2第2項中「規則」を「規程」に改め、第10条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、第12条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、第13条、7ページをご覧ください。

第14条、第15条第5項、第16条第2項第2号、第4号及び第5号並びに第17条中「町長」を「管理者」に改め、8ページをお開きください。

第18条第3号及び第5号、第19条第1号、第20条第2号並びに第22条第3号中「規則」を「規程」に改め、9ページをご覧ください。

第24条中「町長」を「管理者」に改め、第25条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改め、第27条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、第27条の2中「町長」を「管理者」に改め、10ページをお開きください。

第28条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、第28条の2、11ページをご覧ください。

第28条の4、第28条の5第2項、第28条の6、12ページをお開きください。

第29条第1項ただし書及び第2項、第30条から第32条まで、第34条第1項並びに第34条の3第1項ただし書中「町長」を「管理者」に改め、第35条の見出し及び同条中「規則」を「規程」に改めます。

13ページをご覧ください。

第10条「会津坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」は、題名を「会津坂下町農業集落排水処理施設の管理に関する条例」に改め、第1条を（趣旨）、

第1条「この条例は、農業集落における農地等の水質保全及び環境衛生の向上を図るため設置する農業集落排水処理施設の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。」に改め、第3条中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、第5条中「町長」を「管理者」に改めます。

第6条ただし書中「町長」を「管理者」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、第7条中「町長」を「管理者」に改め、第8条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、14ページをお開きください。

第9条第5項、第10条第2項第2号、第4号及び第5号、第12条並びに第13条中「町長」を「管理者」に改め、第14条中「町長」を「管理者」に改め、15ページをご覧ください。

第14条第2号中「規則」を「規程」に改め、第15条中「町長」を「管理者」に改めます。

第11条「会津坂下町下水道事業受益者負担金条例」は、第2条第2項中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、第3条、第5条、第6条第1項及び第3項、16ページをお開きください。

第7条、第8条第2項、第9条、第10条並びに第11条第1項中「町長」を「管理者」に改め、第12条の見出し及び同条中「規則」を「規程」に改めます。

第12条「会津坂下町農業集落排水事業分担金徴収条例」は、17ページをご覧ください。

第3条中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、第5条第1項、第6条、第7条及び第8条第1項中「町長」を「管理者」に改め、第9条中「規則」を「規程」に改めます。

第13条「会津坂下町水道事業の設置等に関する条例」は、題名を「会津坂下町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改め、第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条の次に、第2項「町民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、並びに農業集落における生活基盤の整備及び農用地等に係る水質保全を図るため公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。」を加え、18ページをお開きください。

第1条の次に、（地方公営企業法の適用）第1条の2「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。」を加え、第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項から第4項を第2項「水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は次のとおりとする。」

第1号「給水区域は、会津坂下町及び喜多方市の区域のうち国土交通大臣の許可を得た別表の区域内とする」。

第2号「給水人口は、19,500人とする」。

第3号「1日最大給水量は、9,750立方メートルとする」。

第3項「公共下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする」。

第1号「区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める予定処理区域」。

第2号「施設 下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める施設」。

第4項「農業集落排水事業の施設の名称及び処理区域は、会津坂下町農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年会津坂下町条例第14号）第2条に定める施設の名称及び処理区域とする。」に改め、第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「として」を削り、「長」を「町長」に改め、第3条の次に、19ページをご覧ください。

（利益処分の方法及び積立金の取崩し）第4条「上下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、企業債の額に達するまで、補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立てなければならない。」

第2項「前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。」

第3項「前2項に規定する積立金は、以下の各号に定める目的のため積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。」

第1号「減債積立金 企業債の償還に充てる目的」。

第2号「利益積立金 欠損金を埋める目的」。

第3号「建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的」。

第4項「前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合には、積立金をその目的以外の用途に使用することができる」。

第5項「減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する額を資本金に組み入れるものとする」。

（資本剰余金の処分）第5条「上下水道事業において毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。」を加え、第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とし、第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とし、20ページをお開きください。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とし、第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第9条とします。

第14条「会津坂下町水道事業給水条例」は、第2条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、第3条中「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下

「管理者」という。)」に改め、21ページをご覧ください。

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「町長」を「管理者」に改め、第6条ただし書及び第7条中「町長」を「管理者」に改め、第8条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、「取付ける」を「取り付ける」に改め、第9条第1項及び第3項中「町長」を「管理者」に改め、22ページをお開きください。

第10条第1項本文中「町長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「町長」を「管理者」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、第11条及び第13条から第15条までの規定中「町長」を「管理者」に改め、23ページをご覧ください。

第16条第1項ただし書中「町長」を「管理者」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改め、第17条第1項、第18条、第19条第2項、第20条第1項及び第2項ただし書、24ページをお開きください。

第21条第1項、第24条、第25条並びに第26条第3項中「町長」を「管理者」に改め、第27条第1項本文中「町長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「町長」を「管理者」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、第29条第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改め、25ページをご覧ください。

第30条ただし書中「町長」を「管理者」に、「申込」を「申込み」に改め、第31条及び第32条中「町長」を「管理者」に改め、第33条第1項及び第2項中「町長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、第34条中「町長」を「管理者」に改め、第35条中「町長」を「管理者」に、26ページをお開きください。

「切離す」を「切り離す」に改め、第36条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、第38条及び第40条中「町長」を「管理者」に改めます。

第15条「会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例」は、第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

次に、議案本文に戻っていただきまして、9ページをお開きください。

第16条「会津坂下町下水道事業特別会計条例」、「会津坂下町農業集落排水事業特別会計条例」は、廃止するというものであります。

附則といたしまして、施行期日を令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

経過措置として、この条例の施行の際、会津坂下町下水道事業特別会計及び会津坂下町農業集落排水事業特別会計に属する資産及び権利債務並びに歳計剰余金は、令和6年度会津坂下町下水道事業会計に帰属するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前10時57分）

再開を11時10分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時10分）

続いて、議案第67号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第67号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」について説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億4,923万7,000円を追加し、予算の総額を86億3,595万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、国県支出金の確定や事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増額と、返礼品等に係る事業費の増額に加え、道路冠水や家屋の浸水被害を防ぐための都市下水路ゲート開閉自動化に係る工事の設計業務委託料、及び今年4月に発生しました降霜により被害を受けた果樹農家に対し支給する凍霜害応援給付金を計上するものであります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

5ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正では、追加が1件です。

都市下水路整備事業は、都市下水路ゲート開閉自動化に係る工事の設計業務を委託するため、防災対策事業債600万円を追加するものであります。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額83億8,672万1,000円、補正額2億4,923万7,000円の増、補正後の額86億3,595万8000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1,035万9,000円の増、地方債が600万円の増、その他特定財源が1億4,046万7,000円の増、一般財源が9,241万1,000円の増であります。

3ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてご説明いたします。

1款1項1目個人町民税、補正額2,200万円の増は、徴収率の増により増額をするものです。

2目法人町民税、補正額500万円の増は、徴収率の増により増額をするものです。

2項1目固定資産税、補正額1,800万円の増は、徴収率の増により増額をするものです。

4項1目町たばこ税、補正額1,700万円の増は、販売本数の増により増額するものです。

4ページをご覧ください。

12款2項2目民生費負担金、補正額19万9,000円の増は、養護老人ホームへの新規入所者1名増に伴い老人福祉施設入所費負担金を増額するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額279万1,000円の増は、サービス利用者の増により障害児施設給付費等負担金を増額するもので、補助率は2分の1です。

2項2目民生費国庫補助金46万円の減は、まず、1節障がい者福祉費補助金、補正額8万8,000円の増は、障がい福祉サービス報酬改定に伴うシステム改修に係る障がい者総合支援事業補助金を増額するもので、補助率は2分の1です。

2節児童福祉費補助金92万8,000円の減は、わんぱく南・東クラブの空調設備設置工事が完了したことにより、子ども・子育て支援交付金を減額するものです。

8節生活困窮者就労準備支援事業費補助金38万円の増は、中核機関である会津権利擁護・成年後見センターへの委託事業に対する補助金で、内示により計上するもので、補助率は2分の1です。

5ページをご覧ください。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,254万2,000円の増は、出産子育て応援給付金事業補助金が当初県支出金として収入予定でしたが、国・県それぞれからの収入となるため予算の組替えをするものであります。

15款1項2目民生費県負担金154万5,000円の増は、まず、2節障がい者福祉費負担金、補正額139万5,000円の増は、国負担金同様サービス利用者の増により県負担分を増額するもので、補助率は4分の1です。

9節産前産後保険税負担金15万円の増は、令和6年1月から産前産後期間における妊産婦の国民健康保険税が軽減措置されるのに伴い、負担金を計上するもので、補助率は4分の3です。

15款2項2目民生費県補助金123万2,000円の増は、まず、1節障がい者福祉費補助金183万8,000円の増は、重度心身障がい者の医療補助の申請件数の増及び過年度遡及申請により県補助金を増額するものであります。

3節児童福祉費補助金、補正額60万6,000円の減は、まず、ふくしま多子世帯保育料

軽減事業費補助金21万7,000円の増は、第3子以降の児童の保育料を軽減するもので、保育料改定に伴い支給見込額の増により増額をするものです。子ども・子育て支援交付金92万8,000円の減は、国補助同様、わんぱく南・東クラブの空調設備設置工事が完了したことにより減額をするものであります。

6 ページをご覧ください。

施設型給付費地方単独費用補助金10万5,000円の増は、町外の私立幼稚園に1名が入園したことにより計上するものです。

3目衛生費県補助金、補正額1,206万5,000円の減は、まず、福島県教育支援体制整備事業費補助金47万7,000円の増は、感染症対策に必要な消耗品購入等に対する補助として計上するものであります。出産子育て応援給付金事業補助金1,254万2,000円の減は、国・県それぞれからの収入となることから、予算の組替えにより減額をするものです。

4目農林水産業費県補助金、補正額817万6,000円の増は、まず、環境保全型農業直接支払交付金203万1,000円の増は、取組面積の増加により増額をするものです。多面的機能支払交付金17万5,000円の増は、新たに1件が事業採択となったことにより増額をするものです。産地パワーアップ事業193万5,000円の増は、事業採択により農業機械2台の導入に対する補助を増額するもので、補助率は10分の10です。

産地生産力強化総合対策事業補助金342万9,000円の増は、園芸品目の生産拡大や効率化を図ることを目的としたコンバイン導入に対する補助で、補助率は10分の10です。農地利用最適化交付金60万6,000円の増は、令和4年度の実績により増額をするものであります。

7 ページをご覧ください。

15款3項1目総務費県委託金、補正額2万7,000円の増は、まず、農林業センサス交付金1,000円の増は、交付金の確定により計上をするものであります。住宅・土地統計調査交付金2万6,000円の増は、交付金の追加交付により増額するものです。

17款1項1目一般寄附金、補正額60万7,000円の増は、町政発展のためにご寄附いただいた1件分を計上するものであります。

2目ふるさと納税寄附金、補正額1億5,000万円の増は、ふるさと納税の実績が上がっているため、本年度3億5,000万円の収入を見込み増額をするものです。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正額300万円の増は、株式会社あいづダストセンターから定住人口対策事業のためにご寄附をいただいたものです。企業版ふるさと納税は、寄附を受けた当該年度に実施する事業に充当する必要があるため、過疎対策事業（定住人口対策）に充当をいたします。

8 ページをご覧ください。

18款1項2目公共施設整備基金繰入金、補正額1,333万9,000円の減は、子育てふれあい交流センター給水改修工事費及びわんぱく南・東クラブの空調設備設置工事費に充当するため計上しておりましたが、工事完了により工事費が確定したため、当初予算との差額を減額するものです。

20款4項4目雑入、補正額2,698万2,000円の増は、まず、後期高齢者医療療養給付費

過年度分2,696万2,000円の増は、令和4年度の後期高齢者医療療養給付費の実績額確定により、精算に伴い交付されるものです。次に、過年度子育てのための施設等利用給付交付金県負担金2万円の増は、実績により追加交付されるものです。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件です。これにより、町債の総額は600万円増の2億1,865万9,000円となります。

町債の総額は、アクションプランで定めました臨時財政対策債を除き1億9,000万円となり、毎年度の起債上限2億円以内となっております。

9ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、1億360万4,000円の増は、まず、7節報償費6,000万円の増は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等に係る経費を増額するものであります。

10節需用費52万1,000円の増は、燃料価格の高騰及び物販や会議、大会参加の増により公用車の利用が増加したため増額するものであります。

11節役務費1,017万円の増は、まず、通信運搬費1,095万円の増は、ふるさと納税の返礼品の運送料を増額するものであります。新聞広告12万円の増は、会津農林高校統合や金ばれん受賞などの広告代の増により増額をするものであります。

12節委託料972万3,000円の増は、まず、ふるさと納税返礼品発注等業務880万円の増は、ふるさと納税の寄附額増加に伴い、委託先である新朝プレスへの返礼品発注等業務委託料を増額するものです。民事事件弁護士42万3,000円の増は、損害賠償請求事件の和解により訴訟費用を計上するものです。ふるさと納税PR50万円の増は、9月に実施したPR広告の費用対効果が大きかったことから、PR委託料を増額するものであります。

13節使用料及び賃借料2,229万円の増は、まず、有料道路通行料48万円の増は、物販や会議、大会等への参加が増えたことにより増額するものです。ライセンス2,179万円の増は、ふるさと納税ポータルサイトの使用料を増額するものです。自動車借上料2万円の増は、総会や懇談会が通常開催となったことによりタクシー借上料を増額するものであります。

10ページをご覧ください。

2目文書広報費380万円の減は、本年度ホームページの更改を予定しておりましたが、情報発信をメインとしたホームページから閲覧者が探したい情報につながるプル型のツールを採用したホームページに更改する方向へ転換したため、協議が必要となることから次年度以降の更改に変更し、全額減とするものです。

5目財産管理費、補正額4,856万7,000円の増は、一般寄附1件60万7,000円とふるさと納税1億5,000万円から返礼品等の経費を差し引いた4,796万円を積立てするものです。

6目企画費、補正額218万1,000円の増は、まず、1節報酬5万1,000円の増は、後期基本計画策定に当たり、開催数の増により委員報酬を増額するものです。

10節需用費、印刷製本費4万3,000円の増は、後期基本計画策定に係るアンケート調査を実施するための封筒印刷費を計上するものです。修繕料11万円の増は、広瀬コミュ

ニティセンター体育館のトイレの屋根の雨漏りを修繕するため増額をするものであります。

11節役務費30万5,000円の増は、後期基本計画策定に係るアンケート調査の郵便料を計上するものです。

13節使用料及び賃借料は、まず、地方バス運行維持対策定期券201万8,000円の増は、生活路線バス6路線の運行経費の増に伴い、定期券購入費用を計上するものであります。印刷機械18万4,000円の増は、コピー料金の契約単価の増により増額をするものです。

18節負担金補助及び交付金、補正額53万円の減は、まず、負担金3万円の減は、事業中止により森と湖に親しむ実行委員会への負担金を減額するものです。

11ページをご覧ください。

補助金50万円の減は、社会生活支援事業所等物価高騰対策事業の事業費確定により減額をするものであります。

9目過疎対策費につきましては、まず、財源内訳ですが、企業版ふるさと納税を過疎対策事業に充当したことにより、その他財源が300万円の増、一般財源が282万7,000円の減となります。

10節需用費15万3,000円の増は、移住・定住ガイドブックを作成するため計上するものです。

18節負担金補助及び交付金2万円の増は、研修会への参加費用を増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額5万円の増は、会計年度任用職員の転居に伴い増額をするものです。

12ページをご覧ください。

5項2目総務統計費、補正額2万6,000円の増は、住宅・土地統計調査交付金の追加交付により増額するものです。

4目農林統計費、補正額1,000円の増は、農林業センサス交付金の確定及び予算の組替えによる補正となります。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額149万9,000円の増は、まず、国民健康保険特別会計繰出金20万円の増は、産前産後期間における妊産婦の国民健康保険税の軽減措置分を計上したものです。介護保険特別会計繰出金129万9,000円の増は、介護予防対象者の増により介護給付費繰出が60万6,000円の増、地域包括支援システムの改修により包括的支援事業・任意事業繰出が14万6,000円の増、令和6年度の報酬改定に係るシステム改修により、職員給与費等が54万7,000円の増となります。

2目障がい者福祉費、補正額945万7,000円の増は、まず、12節委託料19万6,000円の増は、令和6年度の障がい福祉サービス報酬改定対応に伴うシステム改修のための増額となります。

13ページをご覧ください。

19節扶助費926万1,000円の増は、まず、重度障がい者支援事業は、医療費申請件数の増や遡及申請により367万8,000円の増、障がい児給付費は、新規のサービス利用者の増

により558万3,000円の増となります。

3目老人福祉費、補正額90万円の増は、新規入所者1名増により老人ホーム保護措置費を増額するものです。

2項1目児童福祉総務費、補正額193万5,000円の減は、まず、10節需用費70万3,000円の増は、子育てふれあい交流センターの電気料の不足が見込まれるため増額をするものです。

14節工事請負費は、子育てふれあい交流センターの給水改修工事の完了により304万3,000円の減及び浄化槽のフロートスイッチ通信線入替工事18万6,000円の増により、285万7,000円の減となります。

18節負担金補助及び交付金21万7,000円の増は、保育料の改定に伴い支給見込額の増により増額するものです。

22節償還金利子及び割引料2,000円の増は、子ども・子育て支援交付金の確定により返還金を計上するものです。

14ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費、補正額426万3,000円の増は、まず、10節需用費422万円の増は、ばんげ保育所の電気料の不足が見込まれるため増額をするものです。

22節償還金利子及び割引料4万3,000円の増は、令和4年度子どものための教育・保育給付交付金の確定により発生した返還金を計上するものです。

5目臨時福祉給付費、補正額129万円の増は、子育て世帯特別給付金の事業費確定に伴う過年度返還金を計上するものです。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額35万1000円の増は、救急電話相談に係る救急安心センター事業負担金を計上するものです。

2目予防費、補正額57万3,000円の増は、まず、産後ケア事業の確定による母子保健衛生費国庫補助金過年度返還金が54万1,000円、令和4年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の確定による返還金3万2,000円を計上するものです。

15ページをご覧ください。

2項1目塵芥し尿処理費、補正額15万1,000円の増は、生ごみ処理機・ごみ集積所の補助金交付申請件数の増により増額するものです。

6款1項1目農業委員会費、補正額60万6,000円の増は、令和4年度の実績により農地利用最適化交付金が増額されるのに伴い、報酬及び事務費を増額するものです。

2目農業総務費、補正額853万円の増は、まず、3節職員手当等は、扶養手当の該当により増額をするものです。

18節負担金補助及び交付金846万5,000円の増は、今年4月に発生した降霜により被害を受けた果樹農家に凍霜害応援給付金を支給するため、計上するものです。

16ページをご覧ください。

3目農業振興費、補正額807万3,000円の増は、まず、環境保全型農業直接支払事業が取組面積の増により270万9,000円の増、産地パワーアップ事業は新規採択1件により農業機械2台の導入に対する補助で、536万4,000円の増となります。

4目畜産業費、補正額1万2,000円の増は、アカバネ病予防注射該当頭数が11頭増により増額をするものです。

5目農地費、補正額23万4,000円の増は、新規活動の追加により多面的機能支払交付金事業補助金を増額するものです。

7款1項2目商工業振興費、補正額41万3,000円の増は、福島大学の学生に中心商店街の空き店舗等の実態調査を依頼するため、謝礼等を計上するものであります。

17ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費、補正額2,993万1,000円の増は、まず、2節給料4万7,000円の減は、除雪オペレーターの経験年数の変更により減額をするものです。

3節職員手当等2万2,000円の減は、オペレーターの採用等により減額をするものです。

13節使用料及び賃借料3,000万円の増は、除雪機械の賃借料を増額し除雪作業に備えるものです。

4項4目下水道費、補正額330万3,000円の減は、下水道事業特別会計において、工事請負費の減等により減額補正となることから、繰出金を減額するものです。

5目都市下水路費、補正額601万7,000円の増は、短時間豪雨時に道路冠水や家屋の浸水被害が発生していることから、橋本地内にあります都市下水路1号、新町地内にあります2号のゲート開閉自動化を実施するため、設計業務委託料を計上するものであります。

18ページをご覧ください。

10款2項1目小学校費、学校管理費、補正額610万8,000円の減は、10節需用費484万5,000円の増は、まず、電気料466万3,000円の増は、電気料の不足が見込まれるため増額をするものです。修繕料18万2,000円の増は、坂下南小学校のオイルポンプ本体1台が油漏れのため修繕を実施するものであります。

12節委託料119万9,000円の増は、老朽化している坂下南小学校体育館床の改修を実施するため、設計業務委託料を計上するものであります。

14節工事請負費1,215万2,000円の減は、わんぱく南・東クラブ空調設備設置工事完了により減額をするものです。

2目教育振興費、補正額46万9,000円の減は、算数の指導者用デジタル教科書が、実証事業該当により国から提供されるため減額をするものです。

3項1目中学校費、学校管理費、補正額239万2,000円の増は、電気料の不足が見込まれるため増額をするものです。修繕は、体育館放送設備を修繕するため増額をするものです。

19ページをご覧ください。

2目中学校費、教育振興費、補正額60万3,000円の減は、数学の指導者用デジタル教科書が、実証事業の該当により国から提供されるため減額をするものです。

4項1目幼稚園費、補正額466万7,000円の増は、電気料の不足が見込まれるため増額するものです。

5 項 2 目公民館費、補正額234万8,000円の増は、まず、3 節職員手当等は、会計年度任用職員の変更により増額をするものです。

10節需用費は、電気料の不足が見込まれるため増額をするものです。

20ページをご覧ください。

6 項 1 目保健体育総務費は、一部の運動部活動を地域移行するのに伴い、パンビィに業務委託するため予算の組替えによる補正となります。

2 目学校給食費、補正額725万1,000円の増は、燃料費及び物価高騰により不足する電気料、賄材料費を増額するものであります。

最後に、13款 1 項 1 目予備費、補正額2,189万5,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,793万8,000円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第68号から議案第69号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第68号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ9,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,676万8,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、療養給付費の増額及び産前産後期間の保険税減免の制度改正に伴う補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1、総括であります。

まず、歳入であります。

4 款県支出金及び6 款繰入金の合計に9,829万5,000円を追加し、歳入合計を19億1,676万8,000円にするというものであります。

次に2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費から 9 款予備費までの合計に9,829万5,000円を追加し、歳入合計と同額の19億1,676万8,000円にするというものであります。

財源内訳は、国県支出金9,809万5,000円の増、一般財源20万円の増となります。

次に、3 ページをお開きください。

3 ページ以降は詳細の説明であります。

2 の歳入であります。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金9,809万5,000円の増は、療養給付費の増に伴い増額補正をするものです。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金20万円の増は、産前産後期間の保険税減免の制度改正に伴う負担金であります。国 2 分の 1、10万円、県 4 分の 1、5 万円、町 4 分の 1、5 万円ということでございます。

次に、4 ページをお開きください。

3、歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費77万6,000円の増は、産前産後期間の保険税減免の制度改正に伴うシステム改修費用であります。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費5,131万3,000円の増及び同じく 3 目一般被保険者療養費144万円の増、並びに 2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費4,534万2,000円の増は、高額化する医療費の増により下期分を補正したいというものであります。

次に、5 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目予備費は57万6,000円の減で、4,494万9,000円となります。

以上、説明となります。

続きまして、議案第69号「令和 5 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 5 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ549万6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億475万9,000円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、介護予防サービスの増、住宅改修、システム改修による増と、それに係る国・県・町等の負担割合に係る補正となります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。1 の総括になります。

まず、歳入であります。

3 款国庫支出金から 7 款繰入金まで合計に549万6,000円を追加し、歳入合計を24億

475万9,000円にするというものでございます。

次に2ページの歳出であります、1款総務費から6款予備費までの合計に549万6,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の24億475万9,000円にするというものです。

財源内訳は、国県支出金が288万7,000円の増、その他財源が131万円の増、一般財源が129万9,000円の増であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります、3款1項1目介護給付費負担金97万円の増、3款2項1目調整交付金32万7,000円の増は、6ページの歳出、介護予防サービス等諸費の増に係る国負担分であります。

同じく2目地域支援事業交付金29万3,000円の増は、7ページの歳出、地域支援事業費の増に係る国負担分でございます。

同じく3目事務費補助金54万5,000円の増は、6ページの歳出、総務費の増に係る国負担分でございます。

4款1項1目介護給付費交付金131万円の増は、介護予防サービス等諸費の増に係る支払基金の負担分でございます。

4ページをご覧ください。

5款1項1目介護給付費負担金60万6,000円の増は、介護予防サービス等諸費の増に係る県の負担分、2項1目地域支援事業交付金14万6,000円の増についても、地域支援事業費の増に係る県負担分でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金60万6,000円の増、5ページ2目地域支援事業繰入金14万6,000円の増、4目その他一般会計繰入金54万7,000円の増は、負担割合に応じた町負担分でございます。

6ページをご覧ください。

3の歳出であります。

1款1項1目一般管理費109万2,000円の増は、令和6年4月からの報酬改定等の制度改正に対応するためのシステム改修委託料であります。

2款2項1目介護予防サービス給付費346万1,000円の増、3目介護予防福祉用具購入費6万5,000円の増、4目介護予防住宅改修費87万円の増、5目介護予防サービス計画給付費45万6,000円の増は、当初見込みよりも介護予防に係る各サービスの利用者が増加したことによるものでございます。

7ページをご覧ください。

3款3項1目総合相談事業費76万2,000円の増は、地域包括支援センターで使用している地域包括支援システムについて、令和6年4月の制度改正に対応するためのシステム改修委託料であります。

6款1項1目予備費は121万円の減で4,880万6,000円となります。

以上、説明となります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第70号から議案第71号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第70号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,265万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,815万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、地方債の変更でありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、受益者負担金前納者の増に伴う前納報奨金、発注予定工事取りやめによる工事請負費及び補償費等を計上したものであります。

1 ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。第2表地方債補正であります。

公共下水道整備事業の公営企業債につきまして、起債対象事業費の減に伴い1,110万円減額したいというものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

1 款分担金及び負担金から7 款町債まで、補正額が2,265万9,000円の減となり、補正後の歳入合計は6億3,815万3,000円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款下水道事業費の補正額が2,265万9,000円の減となり、補正後の歳出合計は6億3,815万3,000円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源として国県庫支出金が1,252万2,000円の減、地方債が1,110万円の減、その他が426万6,000円の増、一般財源が330万3,000円の減となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金の 1 節現年度分403万9,000円の増は、全期及び残期一括納入の増によるものであります。

同じく 2 節滞納繰越分22万7,000円の増は、滞納者 3 名の残期一括納入等によるものであります。

3 款 1 項 1 目土木費国庫補助金1,244万3,000円の減及び4 款 1 項 1 目土木費県補助金7万9,000円の減は、ともに交付決定額の減によるものであります。

4 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金330万3,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

7 款 1 項 1 目下水道事業債1,110万円の減は、起債対象事業費の減によるものであります。

5 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は181万円の増であります。

10節需用費179万円の増は、電気料高騰に伴うものであります。

11節役務費 2 万円の増は、郵便発送実績に伴うものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は2,446万9,000円の減であります。

7 節報償費41万7,000円の増は、受益者負担金前納者の実績によるものであります。

14節工事請負費1,565万6,000円の減は、交付決定額の減及び発注予定工事の取りやめによるものであります。

21節補償補填及び賠償金923万円の減は、補償対象路線の工事取りやめによるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第71号「令和 5 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

第 1 条、令和 5 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 5 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款水道事業収益を、既決予定額 4 億8,975万1,000円から102万7,000円を減額し、4 億8,872万4,000円にしたいというものであります。

第 1 款水道事業費用を、既決予定額 4 億6,173万4,000円から710万6,000円を減額し、4 億5,462万8,000円にしたいというものであります。

次に、第 3 条では、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億4,146万1,000円の補填財源を、過年度分損益勘定留保資金 1 億2,816万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資

本的収支調整額1,329万3,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額1億578万1,000円から923万円を減額し、9,655万1,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額2億6,215万1,000円から2,413万9,000円を減額し、2億3,801万2,000円にしたいというものであります。

今回の補正は、水道事業100周年記念ロゴマーク等作成関連予算及び事業費確定等による不用額などを計上したものであります。

1ページをご覧ください。実施計画であります。

詳細につきましては、5ページからの予算明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前のマイナス3,681万1,722円に2,218万9,959円を追加し、マイナス1,462万1,763円となり、資金期末残高は8億2,874万8,206円となります。

4ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1款2項4目長期前受金戻入76万6,000円の減は、下水道事業施工区域内の下水道工事発注取りやめによる過去に整備した配水管に対する国庫補助金等の減価償却費収益化の減であります。

8目消費税及び地方消費税還付金26万1,000円の減は、今回の補正に伴うものであります。

収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費3万3,000円の増は、上口浄水場及び和泉水源池の使用量増によるものであります。

2目配水及び給水費744万1,000円の減は、下水道事業施工区域内の下水道工事発注取りやめによる給水管布設替工事に係る委託料及び工事請負費の減であります。

4目総係費12万3,000円の増は、水道事業100周年ロゴマーク及びキャッチコピーの応募者並びに採用者への記念品、ロゴマーク審査に伴う講師謝礼を計上したことによるものであります。

6ページをお開きください。

6目資産減耗費158万1,000円の減は、下水道工事発注取りやめによる配水管の固定資産除却費の減であります。

2項3目消費税及び地方消費税176万円の増は、今回の補正に伴うものであります。

7ページをご覧ください。

資本的収入、1款3項1目他会計負担金923万円の減は、下水道事業施工区域内の下水道事業発注取りやめに伴う下水道特別会計からの補償費の減によるものであります。

資本的支出、1款1項3目固定資産購入費は2,413万9,000円の減であります。

2節建物409万9,000円の減は、給水タンク車車庫新築工事の皆減によるものであります。

3節構築物1,898万4,000円の減は、下水道事業施工区域内の下水道工事発注取りやめ

による配水管布設替等工事の減によるものであります。

4 節機械及び装置18万7,000円の減は、中央配水場電気設備工事費の確定によるものであります。

5 節車両運搬具59万9,000円の減は、公用車購入費の確定によるものであります。

6 節工具器具及び備品27万円の減は、災害時応急給水組立式タンク購入費の確定によるものであります。

8 ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支・損益勘定であります。収益的收入 4 億8,872万4,000円、収益的支出 4 億5,462万8,000円、税込当期純利益3,409万6,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,329万3,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 41万1,000円を差し引き、税抜当期純利益は2,039万2,000円となるところであります。

(2) 資本的収支・資本勘定の不足額 1 億4,146万1,000円の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらに対する質疑は最終日に行います。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたしたいと思います。

（午前11時56分）

再開を午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時00分）

◎発議第 2 号から第 4 号まで一括上程・説明

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、発議第 2 号「会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」から発議第 4 号「会津坂下町こども子育て基金条例」までの 3 件を一括議題といたします。一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

発議第 2 号 会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

発議第 3 号 会津坂下町こども子育て基本条例

発議第4号 会津坂下町こども子育て基金条例

◎議長（水野孝一君）

初めに、発議第2号「会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」について、提出者の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

13番、小畑博司でございます。

それでは、発議第2号「会津坂下町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」につきましてご説明させていただきます。

今回の条例の制定につきましては、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加、また、議員の成り手不足などの全国的状況に鑑み、令和4年12月16日に公布され、令和5年3月1日に施行されました地方自治法の改正等により、議員個人と町との請負の状況を公表することによるものであります。

1ページをお開きください。

まず、第1条につきましては、この条例の目的を定めたものであり、議員個人の請負状況を公表などにより請負状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

第2条につきましては、前会計年度中に町と請負をした議員にあっては、議長に対し6月1日から6月30日の間に請負の状況を報告しなければならないことを定めるものであります。

報告すべき議員は、前会計年度中に町と請負をした者であって、全ての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者については、報告の必要はないとするものであります。

第3条は、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに公表しなければならないことを定めるものであります。

2ページをご覧ください。

第4条は、報告及び訂正の保存期間及び閲覧等について定めたものであり、保存期間を4年とし、誰でも閲覧または写しを請求することができるというものであります。

第5条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることとするものであります。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から始まる会計年度における請負から適用するというものになります。

説明は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」及び発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」について提出者の説明を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

議員提出議案発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」について、提案者、賛成者を代表し、ご説明申し上げます。

まず初めに、条例案の趣旨、概要についてご説明いたします。

本条例案は、我が町におけるこども子育て施策についての包括的な基本理念と町の責務を理念条例の形で定めるもので、町全体として、こども子育て施策の包括的、継続的な取組を推進させることを目的としております。

条例に掲げる基本理念は、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏襲するとともに、いわゆる横出しの規定として独自の基本理念についても盛り込んだものとなっており、国の考え方に左右されない町のこども子育て施策の実現につながるものです。

加えて、本条例案は、町の責務を明確に定めることにより、町に対し施策の実施の責務を負わせ、将来にわたって町のこども子育て施策を議会を通じて町民の監視下に置き、町に継続的に実施させることを担保できるものです。言い換えれば、本条例案を制定することにより得られる町民の利益はここにあると言えます。

教育や母子保健の分野から始まった国のこども施策については、平成15年の少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法の制定以来、現在の社会風潮において人口減少に歯止めをかけるための対応策としばしば誤認識されと感じます。

国際法上の子供に関する規定を代表する児童の権利に関する条約では、長らく保護の対象であった子供を権利の主体として認識し、四つの権利、すなわち、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を規定しています。そして、これらは、こども施策の本質的对象は子供自身であると認識させると同時に、専ら全ての子供が幸福な子供時代を享受することを目的とされたものです。

この条約の精神は、国内法においては児童福祉法やこども基本法に準用されております。したがって、我が国のこども施策についても、当然ながらその対象は子供自身であり、施策の目的はあくまで子供の幸福追求とされ、人口減少対策はその波及効果の一部として存在すると言えます。

昨今の我が国においては、この目的の取り違いにより所々にひずみを生じている現状にあると一部では認識されております。そして、この認識は、9月の令和5年第3回定例会の一般質問において町が示したこども子育て施策の課題と展望に合致いたします。

以上のことから、本条例案では、こども子育て施策の本質的对象を子供自身と捉え、

こども子育て施策は人口減少対策と切り離して考えられるべきものであると考えます。全ての子供の幸福な子供時代を創造することを目的とすれば、こども子育て施策は人口減少のいかに問わず行われるべきものであると認識されます。

また、一昨年秋頃より機会のあるごとに、町内在住の子育て世代の皆様、こども子育て施策の関係者の皆様と、町のこども子育て施策について意見交換を重ねてまいりました。その中でとりわけ多く寄せられたご意見が、子育て中に感じる地域社会との疎外感や孤独感についてのものでした。これらについては一朝一夕では解決が難しいものですが、町行政のみならず、地域社会や民間事業者など町全体での連携と協力が必要と認識されます。

以上2点についても、こども基本法、子ども・子育て支援法の基本理念と併せ明記し、独自の基本理念として規定いたします。

次に、条例案提出に至る経緯と背景について申し上げます。

本年4月より国においてはこども家庭庁が設置され、併せてこども基本法が制定されたことにより、こども子育て施策が一元的に行われるようになりました。しかしながら、自治体においては、こども子育て施策を担う部署や計画、条例は混在している現状です。また、町でも、次年度より開設される子ども家庭センターや教育分野でのコミュニティスクールなど、子供を取り巻く施策の環境は行政の枠組みを超えて多様化、複雑化してきております。

現在、町のこども子育て施策の担当部署は、主に子ども課、教育課、生活課ですが、就労や結婚に関する施策についてもこども子育て施策と認識することが定められたことから、これらを担当する産業課、政策財務課も二次的な担当部署と言えます。また、子供を利用対象とした都市公園などの整備についても、こども子育て施策と捉えれば、建設課についても担当部署になり得ます。このように、こども子育て施策はもはや行政全体を包含するものと理解されます。

現在、町のこども子育て施策の中心的な基本計画となるのは、第六次振興計画に次いでは会津坂下町子ども・子育て支援事業計画が存在します。計画内において基本理念を掲げてはありますが、他の計画や管轄部署以外についてまで影響を及ぼすものではなく、現状においては、町全体を包括するようなこども子育て施策の基本理念は定められておりません。したがって、今後ますます多様化、複雑化していくこども子育て施策について、停滞や混乱を招くことなく円滑に取り組ませるためにも、包括的に定められた基本理念の必要性が感じられます。

以上のことから、条例案とその早期の実現の必要性を感じ、今回皆様にご提案するに至ります。

次に、詳細につきまして条項ごとにご説明いたします。

第1条では、目的を定めます。町全体としてこども子育て施策に取り組むことができるよう基本理念を定め、町の責務を明らかにし、町におけるこども子育て施策を総合的かつ継続的に推進することを目的といたします。

第2条では、用語の定義を定めます。1号から5号については、こども基本法、子ど

も・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法の定めを参考とし、6号において、本条例が言うこども子育て施策をこども基本法第2条第2項に規定される施策と定義します。

第3条に、基本理念を定めます。1号から5号においては、こども基本法の基本理念であり、1号から4号においては、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重及び児童の最善の利益に相当する内容を規定しております。

5号では、子供の養育についての基本理念を定めております。6号及び7号については、町独自の条文として加えたいもので、全ての子供及び保護者が地域社会から孤立または阻害されることがないような環境の整備、人口減少のための対応策ではないと明記するとともに、社会情勢に左右されない継続的な施策の実施の責務を定めております。8号については、子ども・子育て支援法の基本理念であり、町全体としての子ども・子育て支援の推進を定めるものです。

4条に、町の責務を定めます。町は、基本理念にのっとり、こども子育て施策に関して次に掲げる責務を有する。(1)社会情勢に関わらず基本的かつ総合的な施策を策定し、将来にわたり継続的に実施すること。(2)施策実施のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずること。(3)全てのこども及び保護者が地域社会から孤立または疎外されることがないよう支援体制を構築すること。(4)町、保護者、地域住民、学校等、事業所が相互に連携協力できる体制を構築すること。(5)全てのこども及び保護者が自ら相談できる機会を確保するために必要な支援体制を構築すること。(6)こどもの意見を聴取する機会の確保に努めること。

第5条から第8条においては、保護者、地域住民、学校等、事業所の努力義務を定めます。定義同様、それぞれこども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法の定めを参考としております。

9条において、施行に必要な事項の定めを町長に委任すると定めます。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行したいと定めます。

以上、説明いたします。

次に、議員提出議案発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」についてご説明申し上げます。

まず初めに、条例案の趣旨、概要についてご説明いたします。

本条例案は、地域における子供及び子育ての支援の推進に要する資金に充てるため、新たに取崩し型の特定目的基金を設置したいとするものです。

今回のような未曾有の新型感染症の拡大、物価の上昇など景気の不安定化、頻発化する自然災害など、子供や子育てを取り巻く環境は今後ますます不透明なものとなることが予想されます。このような環境においても、社会情勢にかかわらず、子供の生命と子育てを保護していくのが基礎自治体に求められる責務と考えます。

これらの財源については、当然ながら予算において確保していくことが求められますが、一方で、突発的な社会情勢の不安定化にも備えられることから、子供及び子育ての

支援に要する資金を基金として確保することも有意義なことです。町の子供及び子育ての支援に要する財源を社会情勢にかかわらず将来にわたりしっかりと確保していくためにも基金設置は必要なことと考え、ご提案するものです。

具体的な制度設計の内容については、予算に関係することから町長に専属いたしますので、私からは参考として申し述べるにとどめますが、基金の使途については、突発的な社会情勢の変化による家計急変時の給付金や助成金、子供及び子育ての支援に必要な体制の構築、施設及び備品の整備が想定され、積立ての資金の財源としては、ふるさと納税、企業版ふるさと納税が想定されます。

また、給付方法については、制度設計次第では施設型給付も想定されますが、基金の趣旨及び対象は施設の利用者に限定するものではないため、慎重な制度設計の議論が必要と思われます。

次に、詳細につきまして条項ごとにご説明いたします。

第1条では基金の設置を定め、第2条では積み立てる額を会計年度ごとの歳入歳出予算によるものとするを定め、第3条、第4条では管理の方法を、第5条では処分の方法を定めます。第6条においては繰替運用の規定を定め、第7条において必要な事項の定めを町長に委任することを定めます。

最後に附則として、この条例は令和6年4月1日より施行したいと定めます。施行日をこのようにいたしたいのは、この条例案の審議の進捗が令和6年度当初予算編成に影響を与えないようにするためです。

なお、地方自治法において、予算に関係する議案については、その見通しが立つまで議会に提出することができないとありますが、担当部署とのあらかじめの協議の結果、その見通しが立つものと判断いたしましたので、今回提出に至ります。

以上、説明といたします。何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となっています議員提出議案発議第3号、第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定によりまして、委員会に付託することを強く望むものであります。

その理由につきましては、本発議については条例であります。行政や町民の皆様方に義務が生じたりすることや、その効果等について、会津坂下町議会基本条例に基づき、十分な議論、研究を尽くすことが求められていると思います。このまま最終日に質疑、表決で採決、採択あるいは否決のどちらの結果でありましても、議論の不足により町民

の皆様への議会としての説明責任が果たせなくなることが危惧されます。また、一人一人の議員の説明責任も果たせなくなってしまうのではないかと危惧するものであります。よって、委員会へ付託することを強く望むものであります。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎議長（水野孝一君）

ただいま、13番、小畑博司君、8番、山口享君より、発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」及び発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」に対して委員会付託の動議がありました。

提出されました委員会付託の動議について、議会運営委員会において協議いたしますので、暫時休議いたします。（午後1時19分）

ただちに議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は議長室にご参集願います。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午後1時42分）

13番、小畑博司君から発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」及び発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」に対して委員会付託の動議がありました。この動議は2人以上の賛成者がありますので成立となります。

委員会付託の動議を議題として採決いたします。

まず、発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」について、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで質疑のある方、ご意見をいただきたいと思います。

◎ 3 番（物江政博君）

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎ 3 番（物江政博君）

この基本条例なんですけれども、当町においては初めてなわけなんですけども、隣接町村とか、どこかのところでこういうことをやっているなんてことは調べられましたか。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎ 4 番（赤城大地君）

基本条例については、土台として参考にいたしましたものは、福島県郡山市の条例でございます。また、内容として参考にいたしましたのは、新潟県新潟市、大阪府箕面市、東京都世田谷区、北海道奈井江町、そして福島県の小野町、福島市でございます。

◎議長（水野孝一君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

この発議の内容、基本条例としては中身がすごく大変で、大事なところがたくさんあります。今回、今は動議があって、委員会付託になるかどうかというところがありますが、もしそれがなければ、今このように発議があって、このまま最終日に表決となると、かなり内容的にも判断というのは非常に難しいかなというふうに思います。果たしてこれが全てなのかどうかの確認も、それぞれの議員は確認する必要がありますし、きれいな文言が並んではいるんですが、果たして、上っ面だけみたいなの、いわゆる魂が入っていないのでは、この条例の基本的な意味合いもなくなってしまうというふうにも考えます。

このような時間がせっぱ詰まっているようなことに対して、提案者としてはどのようにお考えでしょうか。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

反問いたします。せっぱ詰まっているという意味が理解できないんですが。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

常任委員会への委託がなされなかった場合には、最終日にこの条例の表決がなされます。1 週間後という期間でしかないわけなんです、その間に各議員は一生懸命検討、または内容の文言の一語一語を確認していくわけなんです、1 週間というのは少し時間が足りないのではないかというふうに私は感じています。

そのことについては、審議する時間そのものについては、この1 週間は短いと思っているんですが、提案者としては、検討する期限、時間についてはどのようにお考えでしょうか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

当然ながら、重要な案件でございますので、十分時間を使って審議すべきと思います。しかしながら、我が町におきましては4 回の定例会の制度を取っておりまして、通年議会ではございません。なので、提案するに至っては、本日が初日となるわけでございます。審議に至っては、それこそ提案者から継続にしてくれとか、賛成してくれとか、廃案してくれとかということは言えませんので、皆様の審議の状況によって継続、あるいは賛成、反対と決まっていくものだと思いますので。これはもっと前の議会に提案してくれと言ったとしても、同じような状況にはなると思うんですけれども。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

提案されて、初めてこの条文を目にしまして、果たして1 週間で、先ほど動議の中の説明でもあったんですが、各議員が一字一句しっかりとそらんじられるようなふうにな

るかなという、ちょっと私は無理があるのかなと思うんです。定例会で、形式上は全然、提案する、発議をする手続等は問題はないと思うんですが、その前に全協で諮るとか、いろんな手はずというか、こういうことを考えているんだという、案としてもこのように今基本条例として形になっているわけなんです、そういうことの事前提示もあってもよかったのではないかなと率直に思ってもいるんですが、そういうことは考えられなかったんでしょうか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

事前提示をすればよかったという話はもっともだと思うんですけども、これは議員提出議案でございますので、例えば全協の中で諮って、皆様のご意見を頂戴して、それに盛り込んでとか、そういったことではないように感じるんですけども。これは執行部提案ではないので。議員提出議案です。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

そのようなお考えであれば、それは構いません。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

他市町村の条例案というようなことの説明がありました。それを参考にしたということとはありましたが、それは議員発議であったのか、それとも執行者側から提案された条例なのか、その辺が分かりましたら教えてください。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

先ほど申しあげました土台として参考にいたしました郡山市の条例は、執行部の提案でございます。内容の参考といたしました新潟県新潟市につきましては、議員提出の議案でございます。また、小野町につきましては、内容的にも深く参考にはしたんですけれども、こちらがどちらの提案だったかということについては分かっておりません。先ほど申しあげました大阪府箕面市、東京都世田谷区、北海道奈井江町、福島市につきましては、どちらかについては分かりません。

◎議長（水野孝一君）

ほかによろしいですか。

赤城委員、自席にどうぞ。

◎議長（水野孝一君）

次に、発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」について、委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

賛成全員であります。

発議第4号についてご質疑はございませんか。

◎8 番（山口 享君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、山口享君。

◎8 番（山口 享君）

基金条例についてちょっと質問します。基本条例まではすばらしいと思っていたんですけれども、基金条例となるとお金が絡みますから、基金をどのくらい想定しているのか、そして基金となると執行部の執行権が関わりますから、執行権の侵害に当たらないのか、確認だけお願いいたします。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

まず、二つ目の質問のほうから。執行権の侵害についてですが、確かに地方自治法上

は予算に絡むものの提出権は町長に専属いたします。予算に絡むものというか、予算の提出は町長に専属いたします。この条例案は予算ではないので、議員提出も可能でございます。

また、予算に関係する条例、今回のような基金条例等については、説明の中でも申し上げましたが、予算の見通しが立つまで議会に提出することはできないと。これについては、事前に政策財務課との協議がありまして、そちらのほうで見通しがつくと判断いたしましたので、今回提出に至ります。

したがって、先ほど説明の中で、使途とか、それから積立ての財源というものを申し上げましたけれども、これについては、頭のほうで述べさせていただきましたが、町長に専属する事項でございますので、私のほうからは参考までに申し述べるというふうにとどめております。したがって、これ以上お話ししますと執行権の侵害に当たるかなと。現時点では執行権の侵害は至っていないのかなと認識しております。

一つ目につきましては、金額につきましても制度設計の中での話になると思いますけれども、具体的な金額は制度設計の中での話になりますから、ここでは申し上げられないと思うんですが、意味のない基金でも仕方がないと思いますので、それにつきましては、制度設計の中でしっかりと執行部の皆様につくっていただきまして、議会と協議ができればと考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

先ほど、慎重な制度設計の議論が必要ではないかというような説明を受けましたが、そうであれば、議論を尽くしてから条例として提出するのが本筋ではないかと思うんですが、議論が尽くされないまま提案した意図は何なのかおたじろぎいたします。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

制度設計というのは、基金の内容をどのように使うか、どのように積み立てるかということの話でありますから、歳入歳出予算のことでございます。したがって、基金を設置するかどうかという議論につきましては、どちらかといえば執行部の皆様よりは、今回提案して、議会の皆様がしっかりと議論して判断するような内容かなと考えております。

す。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」及び発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

◎陳情の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第6「陳情の常任委員会付託」を議題といたします。

去る11月30日の正午までに受理した陳情は、お手元にその写しを配付しております。
陳情番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

陳情番号第1号、受理年月日令和5年11月20日、件名「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」。陳情者住所氏名、福島県福島市五月町2-5、福島県医療労働組合連合会、執行委員長、高橋勝行。

陳情番号第2号、受理年月日令和5年11月20日、件名「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」。陳情者住所氏名、福島県福島市渡利番匠町15-2、福島県社会保障推進協議会、会長、佐藤和久。

◎議長（水野孝一君）

これらの陳情は、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

12月8日から10日までは、休会であります。

12月11日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、11月22日の正午に締め切っており、議員8名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月7日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員